

名簿作成と発行に関する基本方針（2023）

日本音楽教育学会常任理事会

- ・ 会員名簿は、音楽教育学研究および実践に携わる本学会員の交流と親睦を目的に、会員相互の信頼に基づいて作成、配布するものである。
- ・ 名簿作成の目的、管理と廃棄に関するルールは名簿上に明記する。
- ・ 名簿記載事項は2023年5月31日時点でのマイページへの記載事項に基づく。
- ・ 発行される名簿において「氏名」「所属地区」「会員番号」は基本情報として公開、「住所」「電話・FAX 番号」はマイページに申告された掲載可否にかかわらず非公開とし、「所属先」「メールアドレス」は選択された掲載可否に応じて掲載とする。「所属先」「メールアドレス」は、マイページ上で掲載可否が選択されていない場合は掲載しない。
- ・ 上記方針について、2023年4月からホームページ上に公開する。また、ニューズレターを通してこのことの周知を図る。

以上